

# 第1章

## 佐世保市・佐世保港の沿革、基地の概況

《前年度からの主な変更点》 ※軽微な変更は省略

ページ	変更内容	令和5年度版	令和4年度版
—	なし	—	—

## (1) 軍港設置から終戦まで

佐世保港は、長崎県の北部地域の中央部に位置し、明治以前から我が国の西欧貿易の先駆者であった平戸藩に属し、当時から海上交通の要衝として重要な役割を果たしていた。

軍港設置の起りは、旧海軍が九州地区の鎮守府設置候補地調査のため、明治16年8月に軍艦「第二丁卯（ていぼう）」を佐世保港の測量に派遣したことに始まる。

このとき、測量班を率いたのは肝付兼行海軍少佐（後、海軍中将、大阪市長）であり、艦長は東郷平八郎海軍少佐（後、海軍大将、元帥、東宮御学問所総裁）であった。東郷は、後に佐世保鎮守府司令長官さらに日露戦争時の連合艦隊司令長官として勇名を馳せ、佐世保にも縁が深い人であった。

明治19年5月、天然の良港に着目され鎮守府設置が正式に決定し、明治22年7月に第3海軍区佐世保鎮守府が開庁された。以来、巨額の国費と技術の粋を集中し、軍港として近代的港湾の整備が行われた。

軍港設置直前には戸数850戸、人口4千人の閑静な農漁村に過ぎなかった当時の佐世保村は、軍港設置後約5万人に膨れ上がり、町制を経ないまま明治35年4月1日一挙に市へと昇格した。ここに今日の佐世保市の礎が築かれたのである。

その後、海軍、海軍工廠の街として栄え、九州各地からも多くの人々が集まり、昭和19年には人口は28万人を超え、九州で第四の都市となった。

しかしながら、昭和20年6月29日未明の大空襲により、市街地の中心部を焼失するという大被害を受け、まもなく終戦を迎えて、およそ60年にわたる軍港の歴史に幕を閉じることになった。

## (2) 基地の概況

昭和21年6月に米海軍佐世保基地が創設され、昭和27年3月に日米行政協定により米海軍基地に指定された。翌28年には警備隊佐世保地方總監部（後の海上自衛隊佐世保地方總監部）が設置され、昭和30年10月に陸上自衛隊相浦駐屯地が発足し、佐世保市に防衛の拠点が相次いで誕生した。

これらの本市に所在する防衛施設の概況としては、米軍施設が9施設で土地面積は約3.93km<sup>2</sup>で市域面積（約426.01km<sup>2</sup>）の約0.92%、また制限水域は約27.31km<sup>2</sup>で佐世保港区水域（柿ノ浦漁港区域含む約33.93km<sup>2</sup>）の約80.6%を占めている。（令和5年4月1日現在）

また、海上自衛隊施設（宿泊施設を除く）は、24施設で土地面積が約1.21km<sup>2</sup>で市域面積の約0.28%を占めている。さらに、陸上自衛隊施設（宿泊施設を除く）は、3施設で土地面積が約1.83km<sup>2</sup>で市域面積の約0.43%を占めている。（令和5年4月1日現在）

これらの防衛施設の大部分は、佐世保港の臨港地区の重要な部分に集中しており、市としては、今後、将来の佐世保港の発展を期するために、これらの防衛施設の移転・集約を進め、防衛機能と商港機能との共存共生を図り、その機能を十分に発揮できるような新しい港づくりを目指している。

### (3) 「佐世保市基地政策方針」の策定

本市は、昭和25年1月に行った「平和宣言」に基づき平和産業港湾都市への転換を目指す一方で、米海軍佐世保基地並びに自衛隊施設も所在する状況の中で、「基地との共存共生」を市政運営の基本姿勢とし、これまで長きにわたり社会状況・国際情勢の変化に応じて、各般の基地に係る取組を講じてきた。

その中心的取組として、昭和46年10月、本市に所在する米軍提供施設の返還を求める「返還6項目」を定め、返還要望活動を本格化させ、また、平成10年9月には佐世保市議会が「米軍提供施設等返還6項目の見直しに関する決議」を議決されたことから、これを「新返還6項目」として、さらに返還要望活動を推進し、その結果、赤崎貯油所や立神港区岸壁の一部の返還が実現した。

しかしながら、これらの返還要望を開始してから、それぞれ50年、20年が経過するなかで、国際情勢や本市の産業構造も大きく変容していることから、返還未済となっている項目を含め、現状に即した取組を行うことが必要であること、また、我が国の防衛政策上、後方支援拠点としての「佐世保地区」の役割は大きくなっていくものと考えられることに至っている。

本市としては、これらのことを踏まえ、今後における本市の基地政策に係る方向性を明確にし、その取組を着実に進めていくため、海上自衛隊をはじめとする関係機関や佐世保市議会からの意見聴取等も行い、令和4年2月「佐世保市基地政策方針」を策定した。

本方針は、「第7次佐世保市総合計画」を基地政策の面から補完し、同計画の「行政経営」に位置付けられている「基地との共存共生の推進」を図るための基本的な考え方や取組を示すものとし、期間は「第7次佐世保市総合計画」の基本構想の目標年次と同じ令和9年度までとした。

また、本方針では、本市の基地政策に関する基本方針を「基地との共存」とし、基本方針に基づく基地政策に関する具体的な取組の方向性として「①わが国の防衛政策への積極的な協力・支援」「②本市の地域特性である基地を活かしたまちづくりの推進」「③基地に起因する負担の軽減及び課題の解決」という三つの方向性を掲げている。

(第2章(2)平和商港への転換、(9)基地返還陳情と返還6項目の決議、(33)新返還6項目の決議の項を参照。「佐世保市基地政策方針」の本文は巻末に掲載)

白 紙